

# Tax Report

## 交際費等に関わる 「節税」経理処理



- 1 交際費等は全額損金不算入
- 2 取引先との打合せは会議費と「交際費 5,000 円」ルール
- 3 職員の慰安旅行は計画的に実施「福利厚生費」
- 4 増収対策の販売促進費は「広告宣伝費」
- 5 交際費とされない紹介謝礼・情報提供料
- 6 交際費とされない永年表彰・創立記念



# 1 交際費等は全額損金不算入

企業が支出した交際費は、事業活動のために使われたものであれば企業会計上全額経費になります。しかし、法人税法上では、交際費を損金として認めると、税金を減らすために交際費の支出が増加し、結果的に国に対しては税収の減少を、企業に対しては企業体力の消耗を招きます。そのため、原則として全額損金不算入となっています。

したがって、交際費以外の科目で処理することにより全額損金に算入できるため、税額に大きな影響が出てきます。会社にとっては、少しでも交際費以外の科目としたいところでしょう。

一方、税務調査では、交際費以外の科目で処理された支出が交際費に認定されることが非常に多くなっています。

そこで本レポートは、交際費とその近隣科目との区分を明確にすることにより、適正な経費処理を習得することを目的にまとめております。

## 1 交際費の限度額

法人税法上、交際費においては全額損金不算入となっています。しかし、資本金1億円以下の中小企業においては、一定の例外措置がとられています。

交際費400万円以下の部分の金額
損金算入額 交際費の金額 × 90%
交際費400万円超の部分の金額
全額損金不算入

### 【具体例1】

交際費 300万円の場合  
損金算入額  $300 \text{万円} \times 90\% = 270 \text{万円}$

### 【具体例2】

交際費 500万円の場合  
損金算入額  $500 \text{万円} > 400 \text{万円}$   
 $400 \text{万円} \times 90\% = 360 \text{万円}$

## 2 交際費等の範囲

法人税法上の交際費は交際費等と表現し、企業会計上の交際費より交際費の範囲を広く捉えています。

交際費等は、交際費・接待費・機密費その他の費用で、企業がその得意先仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これに類する行為のために支出したものをいいます。

また、交際費等の相手方は、得意先・仕入先の関係者のみならず、その法人の従業員、役員、株主等も含まれます。

交際費等の支出については、税務調査時の際は個人的支出が混入されていないかが確認される項目になります。支出時の領収書等の証拠資料等を整理保存し、その支出目的や相手先が分かるようにしておくことが重要です。

## 3 交際費と類似費用

法人税法では、企業の経理処理において交際費としていない経費科目においても交際費等の支出として交際費等に含めなければならない類似費用があります。

この類似費用に対しての注意すべき点を「会議費」「福利厚生費」「広告宣伝費」「謝礼・情報提供料」「記念品」に分けて確認します。

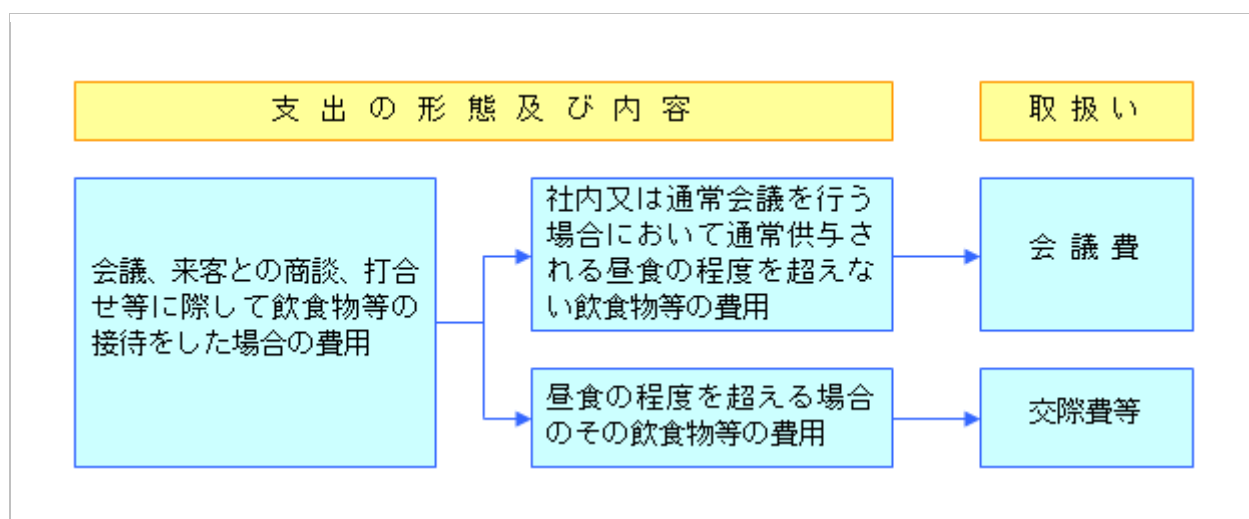
## 2

## 取引先との打合せは会議費と「交際費 5,000 円」ルール

先述の通り、資本金が1億円を超える法人が支出した交際費は損金になりません。また、資本金が1億円以下の法人の場合は、限度額（最高400万円）を超えた支出も損金になりません。周辺科目との区分を明確にすることで交際費の額の減少が可能となります。

### 1 会議費にして交際費を回避する

得意先との打合せを目的とした飲食費は、その支出内容によって交際費として取り扱われます。会議費と交際費の区分は次の通りです。



### 2 交際費「5,000 円」ルールの適用要件

18年4月1日以後に開始する事業年度から「一人あたりの金額が5,000円以下の飲食費用は交際費の範囲から除かれる」ことになりました。

しかし、これは「5,000円」以下の交際費等がすべて交際費課税から除かれるものではなく、「当該法人の役員・従業員及びこれらの親族に対するための支出を除く、飲食その他これらに類する行為のために要する費用」でなければ損金算入が認められません。

つまり社外の者に対する接待であること、これらの事実がわかる証拠書類をきちんと作成・保存することが必要となります。

【5,000 円ルール適用要件】

その飲食のあった年月日  
 その飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に係のある者等の氏名又は名称及びその関係  
 その飲食に参加した者の数  
 その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地  
 その他参考となるべき事項

3 「5,000 円」ルールのQ & A

1 飲食費用の対象範囲

**Q1** 参加者の大多数が社内のもので、社外の者が1人の場合は、5,000 円ルールの交際費に該当しますか

**A1** 必ずしも外部の者が極端に少ない場合は、対象にならないわけではありません。しかし、1人当たり5,000 円の基準を満たすために安易に参加人数を増やすなど、本来の目的と異なるような場合は対象になりません。参加人数のバランスは接待の状況に応じて判断することになります。

**Q2** 当社はグループ会社の子会社ですが、親会社の役員への飲食費も対象になりますか

**A2** 対象になります。本制度は、同一法人内の者同士の飲食は除き、交際費から除外する措置のため、親会社の役員・従業員及びグループ会社の役員・従業員との飲食費用は対象となります。

2 1人当たり金額の判定

**Q3** 当社とグループ会社G社と合同で取引先との飲食をいたしました。当社2名、G社2名 取引先2名で3万円の費用となり、その費用は当社とG社で折半しております。この費用は、対象となりますか

**A3** 対象となります。1人当たりの金額の判定は、飲食等の費用を飲食等に参加した者の人数で割り算定します。この場合支出額を折半していますが、飲食の総額を判定基準として計算します。つまり、3万円 ÷ 6人 = 5,000 円で1人当たり5,000 円以下になり、損金算入の対象となります。なお、この場合、参考資料として人員の内訳、共同接待者の名前、それぞれの負担額を記載し計算根拠を記載する必要があります。

**Q4** 当社1名とグループ会社H社2名と取引先2名により飲食を行いました。飲食総費用は10万円(飲食店1件)でしたが、H社主宰の会のため当社は1万円の費用を負担しました。この場合当社の負担した費用は対象となりますか

**A4** 対象になりません。一人当たりの金額判定は、支出総額で計算します。この場合、10万円÷5人=2万で5,000円を超えるので交際費等に該当し、対象にはなりません。

**Q5** 当社2名と取引先2名で飲食を行い 1次会ホテルで会食2万円、2次会スナック1万円で総額3万円を支出しました。この場合対象になりますか

**A5** 対象になります。連続で飲食しても別の業態での飲食の場合は、別々に判定します。ただし、5,000円を超えないようにするため、故意に分けている場合は一連の飲食として取り扱われ場合があります。例として、一件目居酒屋、二件目も居酒屋といった場合は支出先が別でも一連の飲食として判断される可能性があります。

## 3 職員の慰安旅行は計画的に実施「福利厚生費」

### 1 社員旅行は原則、福利厚生費

最近では、社内旅行も国内だけでなく、海外に出かけることも少なくありません。社員旅行の費用は、その旅行の目的、従業員の参加状況、旅行費用負担額などを総合的に勘案して、福利厚生費、あるいは給与、または交際費などに処理されますが、次の2つの条件を満たしていれば、福利厚生費として処理できます。

#### 旅行に要する期間が4泊5日以内であること

(海外旅行の場合には目的地での滞在日数が4泊5日ということで、飛行機内等での1泊は加算されない)

#### 旅行に参加する従業員等の数が50%以上であること

(工場や支店別の旅行ではその工場や支店の従業員の50%以上)

### 2 社員旅行に不参加者がいた場合

社員旅行の費用については、明確な金額の規定はありませんが、一人当たりの費用が10万円を超えると給与として扱われる可能性があります。

また、社員旅行の不参加者に旅行費用の代わりとして現金を支給した場合、不参加者はもちろん旅行に参加した社員も、その現金に相当する給与が支払われたものとして、所得税が課されます。

ただし、交代勤務及び警備保安要員などで会社の業務のために参加できなかった者にだけ現金を支給した場合は、現金の支給を受けた者にのみ給与として所得税がかかります。

### 3 社員旅行の注意点

社員旅行であっても次の事項に該当した場合は、交際費又は参加者への給与として取り扱われます。

**【社員旅行費用が給与とみなされるケース】**

期間が4泊5日を超えるとき  
従業員の参加割合が50%未満のとき  
自己都合によって不参加となった者に金銭を支給するとき  
旅行費用が高額なとき

**【社員旅行費用が交際費とみなされるケース】**

豪華なホテルでの宿泊  
高級レストランでの食事  
常識を超えた遊興

## 4

## 増収対策の販売促進費は「広告宣伝費」

広告宣伝費は商品等の販売を促進するために支出する費用で、不特定多数に対する宣伝効果を意図しているものです。

たとえば、カレンダー、タオル、手帳、扇子、うちわなどは広告宣伝費として全額経費処理できます。

また、販売業者が商品の販売促進のために、金品引換付販売に伴って一般消費者に金品を交付するために必要な費用も広告宣伝費となります。

## 1 広告宣伝費にならない支出

販売促進のために製造業者や卸メーカーが販売業者に景品として交付する金品は、一般消費者に該当しないため、その支出は交際費に該当します。

しかし、販売促進のための景品は、その単価がおおむね 3,000 円以下で、その種類および金額が相手方に確認できるものは広告宣伝費として処理できます。このため景品としてはビール券、図書券、テレフォンカード、オレンジカード、ゴルフボールなどが有効です。

ただし、たとえ単価が 3,000 円以下であったとしても、商品券、旅行券、観劇券は交際費となりますので注意が必要です。

## 【一般消費者に該当しない取引関係例】

医薬品の製造者又は販売業者と医師又は病院診療所の関係  
 建築資材の製造業者又は販売業者と大工、左官等の建築業者の関係  
 肥料、飼料等の農業用資材の製造業者又は販売業者と農家の関係

## 2 結婚祝金品等・見舞金・香典等

## 【交際費とさせず、広告宣伝費や販売促進費とできる費用の例】

不特定多数の人を対象とする(一般消費者)  
 自社名、自社商品名入りのカレンダー、ティッシュ、うちわ、タオル  
 一般の人に対し、抽選による旅行、金品などの提供

一般の人に対し、製品の試食・試飲させる費用及び景品の提供費用  
モニター協力への謝礼  
得意先に対する見本、試供品  
新製品等の展示会に得意先を招待するための交通費、食事代、宿泊費  
自社工場などを見学させるための交通費、食事代、宿泊費

## 5 交際費とされない紹介謝礼・情報提供料

社外の者からの情報提供や紹介・斡旋などによって契約が成立した場合、これらの紹介者等に情報提供料などを支払うことがあります。この情報提供料は、原則として損金に算入できます。ただし、情報提供等を業務としていない一般の個人に支払ったものは交際費とされる可能性があります。これは一般の個人に対するこれらの費用の支出は対価としての性格が乏しく、謝礼金としての性格が強いためです。

### 1 交際費とされない謝礼・情報提供料

情報の提供を業としない者に対して支払う情報提供料（取引業者の従業員個人に対するものを除く）を情報提供料として経費処理するためには、あらかじめ広告、ビラなどで提供される情報とその対価を明らかにし、金額の算定根拠が広く周知されている必要があります。

情報提供料の支払は、交際費とならないように覚書等を作成して、計算の根拠を明らかにしておくことが大切です。なお、領収書は必ず申し受けることを徹底し、住所、氏名、電話番号を控えておく必要があります。

### 2 謝礼・情報提供料の留意点

次の要件のすべてを満たし、その金品の交付が正当な対価の支払である場合は、その交付に要した費用は、交際費に該当しません。

あらかじめ締結された契約に基づいて支払われるものであること  
契約により提供を受ける内容が具体的に明らかにされていて、これに基づいて実際に提供を受けていること（証憑などで明らかにし、保存すること）  
支払われた金額がその提供を受けた内容に照らして相当と認められること

## 6 交際費とされない永年表彰・創立記念

会社では、10年以上長期に渡り勤務してきた永年勤続者を表彰し、記念品を贈呈したり、旅行に招待したりして、その労をねぎらうことがあります。

社内の規定に基づき、旅行に招待したり、記念品を贈呈したりするための費用は、福利厚生費として処理できます。ただし、その内容が社会通念上不相当に高額な支出の場合は交際費等に該当します。また、職員が自由に使うことができるように、同額の現金や商品券、旅行クーポンを渡した場合は職員の給与となります。

### 1 永年表彰・創立記念の留意点

永年勤続表彰の記念品や招待旅行や創立記念の記念品が福利厚生費として処理されるためには次の条件を満たす必要があります。

#### 【永年勤続表彰の場合】

記念品や招待旅行の金額が、贈られた者の勤続年数等に照らして社会通念上妥当であると認められること

表彰の対象が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ2回以上の表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行なわれるものであること

#### 【創業記念品の場合】

社会通念上、記念品として相応しいもの

記念品の価額（処分見込価格）が1万円以下であること

一定期間ごとに行われるものについては、相当の期間（おおむね5年ごと）の間隔で行われるもの